

物品売買（印刷製本）契約約款

（総則）

第1条 受注者は、頭書の売買金額（以下「売買金額」という。）をもって、頭書の納入期限（以下「納入期限」という。）内に、本契約に定める売買物品（以下「物品」という。）の納入を完了しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利、若しくは義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た時はこの限りでない。

（契約の変更）

第3条 発注者は、必要がある場合には契約の内容を変更し、若しくは当該契約を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において納入期限又は売買金額を変更する必要があるときは、発注者がこれを定め、受注者に通知するものとする。

2 受注者は、前項の通知を受け取った日から7日以内に変更契約を締結しなければならない。

3 第1項の場合において受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（納入期限の延長）

第4条 受注者は、天災その他自己の責めに帰することのできない理由により、納入期限までに納入を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付してその期限の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、納入期間を延長しなければならない。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議のうえ書面をもって定めなければならない。発注者は、その納入期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（危険負担）

第5条 物品の所有権は、検査に合格した時から発注者に移転するものとし、移転前に生じた損害は、受注者の負担とする。

（引渡し及び検査）

第6条 受注者は、物品の納入を完了したときは、発注者に納品届を提出しなければならない。

2 発注者は、受注者から前項の納品届の提出があったときは、その日から10日以内に頭書の納入場所において、検査を行わなければならない。この場合、原則として受注者は、検査に立ち会うものとする。

3 受注者は、検査に合格したときは、遅滞なく物品を引き渡さなければならない。

4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物品の損失は、受注者の負担とする。

（売買代金の支払い）

第7条 受注者は、前条第4項の規定により物品を引き渡したときは、所定の手続に従って売買代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に売買代金を支払わなけれ

ばならない。

- 3 この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。
（違約金及び遅延利息）

第8条 受注者が納入期限内に物品の納入を完了することができない場合において、納入期限経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から違約金を徴収して、納入期限を延長することができる。ただし、第4条の規定により発注者が納入期限の延長を認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の違約金は、納入期限の翌日から遅延日数1日につき、次の各号の一により算定した額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額とする。

- (1) 既に引き渡し検査に合格した部分がある場合は、当該部分に対する売買代金に相当する代金を売買金額から控除した額
(2) 前号以外については、売買金額

- 3 発注者の責めに帰する理由により、前条第2項に定める期間内に売買代金が支払われないときは、受注者はその期限の翌日から契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

（検査の遅延）

第9条 発注者の責めに帰する理由により第6条第2項の期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの期間の日数（以下「遅延日数」という。）は、第11条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（追完請求権）

第10条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という）である場合は、発注者は、受注者に対し、当該物品の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項の契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することはできない。

（契約金額減額請求権）

第11条 契約不適合がある場合、発注者は相当な期間を定めて受注者に対して履行に追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告することなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前項の規定による契約金額の減額を請求することはできない。

（準用）

第12条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償の請求並びに解除権の行使についても準用す

る。

(発注者の権利の期間制限)

第13条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合を知った時から1年以内にその旨を通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当したときは、何ら催告を要せず直ちに契約を解除する。

(1) 次のいずれかに該当するとき。

イ 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

ロ 納入期限に納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。

(2) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴対法に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(3) 前各号のほか、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 受注者は、第3条第1項の規定に伴う変更が生じた場合において、売買金額が3分の2以上減じ、又は納入期限が2分の1以上短縮されたときは、発注者に対し契約の解除を申し出て契約を解除することができる。

3 受注者は、第1項の規定により契約を解除されたときは、第8条第2項各号により算出した額の10分の1に相当する額を損害賠償金として、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

4 第1項の規定により契約を解除した場合において、売買の目的物の既納部分があるときは、発注者の所有とすることができる。この場合において発注者は当該部分の検査をし、売買金額の内その合格部分に相応する額を支払わなければならない。

(賠償金及び違約金等の控除)

第15条 受注者がこの契約に基づく違約金又は損害賠償金等を発注者の指定する期間内に納付しないときは、発注者は、支払代金の内からその金額を控除し、なお不足するときは更に請求することができる。

2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者から納付期限の翌日から遅延日数につき契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した延滞金を請求することができる。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、受注者の負担とする。

(契約に関する紛争の解決)

第17条 この契約について紛争が生じたときは、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所と定める。

(契約外の事項)

第18条 この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。